

## 未収賦課金の解消に向けた取り組み

土地改良区は、土地改良法により土地改良事業（維持管理事業を含む）に要する費用を組合員に賦課徴収することができると規定されており、土地改良区の組合員は賦課金を納入する義務があります。

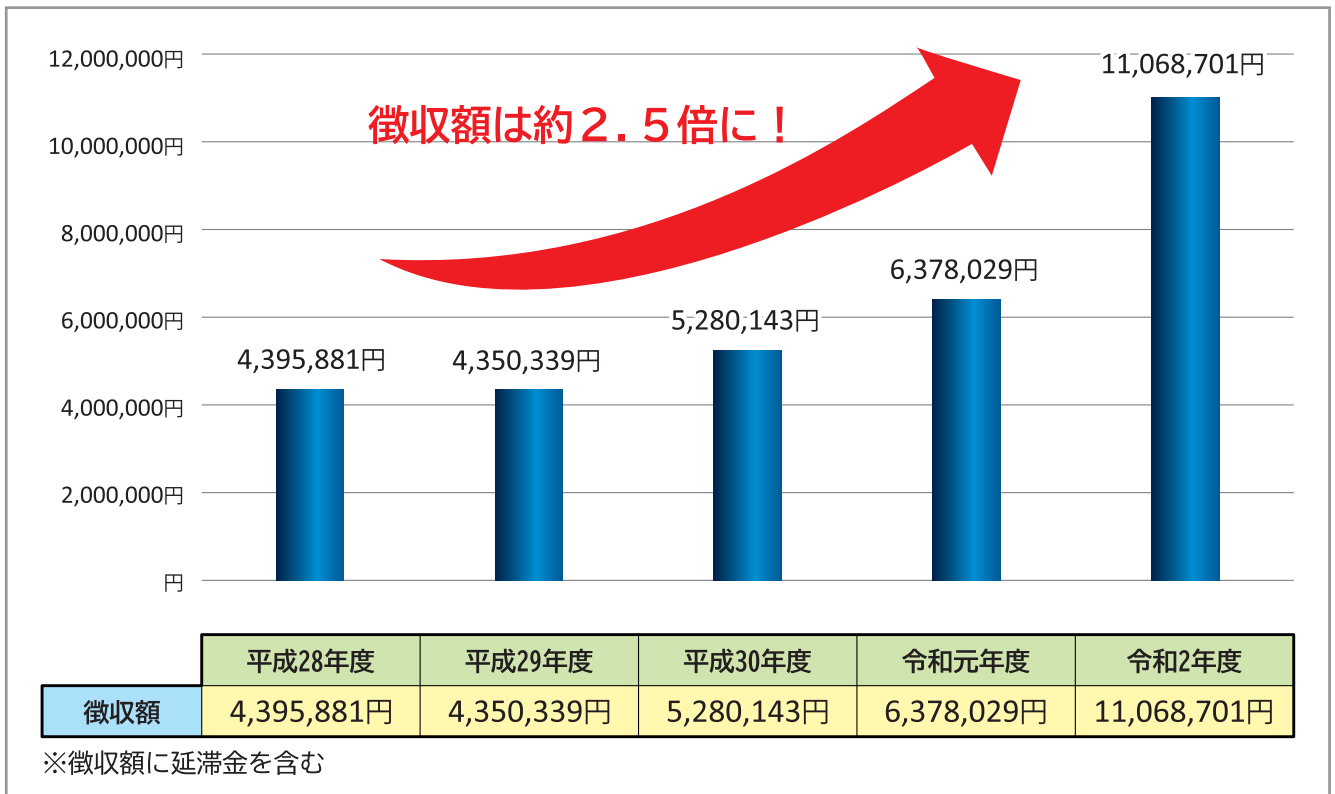
しかしながら、本土地改良区の賦課金徴収率は低下傾向にあり、今後の維持管理業務等を含めた運営に支障が生じる恐れがあります。

賦課金徴収率の低下は、農業を取り巻く社会情勢を含め様々な要因が考えられますが、納期内に納付している多くの組合員の皆様に不公平が生じないように「両総土地改良区滞納整理方針」により、今後も滞納賦課金の縮減に向けた計画的かつ効果的な取り組みを実施いたします。

## 未収賦課金の徴収状況について

令和2年度は、「両総土地改良区滞納整理方針」により、年間計画を定め役職員による計画的な個別訪問を徹底いたしました。

その結果、未収賦課金は、平成28年度と比べ約2.5倍の徴収額となりました。



## 令和3年度の滞納処分の実施状況について

令和3年度は滞納処分の強化として、農地（不動産）の差押を実施しました。

- 対象者：2名 ●対象農地：15筆（東金市：6筆 茂原市：9筆）
- 滞納額：543,663円（内、延滞金176,703円）

差押は、差押対象の土地に係る未収賦課金の時効を中断する効力があり、滞納者の財産（土地）について処分を禁止し、これを換価できる状態にするものです。

今後も滞納を放置することなく、継続して未収賦課金の縮減に向けた滞納処分を実施します。